

山形県Uターン就職活動交通費助成事業

山形県内で実施される採用面接を受けたり、インターンシップに参加するための交通費の一部を助成します。

支給額 上限額 10,000円 (1人2回まで)

支給条件 以下の全てに該当する方が対象となります。

1.現在、山形県外に居住している

2.山形県Uターン情報センターに利用者登録を行っている

※ なお、山形県と学生U I ターン就職促進に関する協定を締結している大学（協定締結大学）の学生の場合は、在学を証明することで省略可

以下、協定締結大学

東海・神奈川・専修・大東 文化・日本・明治・国土館・駒澤・東洋・文教・立教・帝京・
帝京短期・明治学院・立正・拓殖・立命館・法政・千葉商科・神奈川工科

3.山形県内で採用面接又はインターンシップ(3日間以上) が行われている

手続き

1.登録

山形県Uターン情報センターにおいて利用者登録を行う（メール可）

2.面接等

面接時又はインターンシップ 時に、面接・インターンシップ実施証明書に企業側から
必要事項の記入・押印を受ける

※ 実施日を証明できる任意資料でも可

※ 採用面接又はインターンシップを受けた後、30日以内に申請

※ 3月10日以降に実施された場合は、4月9日までに申請してください

3.提出

山形県雇用対策課に申請書類を提出（郵送）

【提出書類】

① 山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請書

※振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど振込先が確認できるものを添付

② 面接・インターンシップ実施証明書、又は面接・インターンシップの実施を証明できるもの

③ 支出した経費の領収書の原本、又は支払いを証明できるもの

4.審査

（県）申請書類の審査後、申請者へ交付決定通知を郵送

5.申請時の指定口座に補助金の振込

問い合わせ

● 山形県Uターン情報センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3

TEL 03-5212-8996 FAX 03-5212-9028

● 山形県 産業労働部 雇用対策課

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1

TEL 023-630-2711 FAX 023-630-2376

都道府県会館13階 山形県東京事務所内

mail yu-turn@pref.yamagata.jp

県庁8階

mail ykoyo@pref.yamagata.jp